

札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例の施行期日を定める規則を次のように制定する。

平成 17 年 7 月 21 日

札幌市長 上田 文雄

札幌市規則第 43 号

札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例
の施行期日を定める規則

札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例（平成 16 年条例第 44 号）の施行期日は、平成 17 年 8 月 1 日とする。ただし、同条例第 18 条及び第 19 条の規定の施行期日は、同年 10 月 1 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。